令 和 ６ 年 ５ 月 ２ ７ 日
防災街づくり担当部市街地整備課

宅地造成等規制法の一部改正等に伴う
世田谷区手数料条例の一部改正について

１　改正理由

令和４年５月に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和４年法律第５５号）が公布され、令和５年５月に「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」が施行された。この法改正に伴い今後、すでに世田谷区の国分寺崖線沿いの一部で指定されている宅地造成工事規制区域に代わり、「宅地造成等工事規制区域（以下「規制区域」という。）」が区内全域に指定されることにより、新たに「単なる土捨て行為や一時的な堆積についての規制」、「中間検査・定期報告」の事務等が発生する。

この盛土規制法の適用により、審査等に係る上記の新たな事務が追加されることから、盛土規制法に基づく許可や、盛土規制法と密接に関連する都市計画法に基づく開発許可の申請手数料等を新設及び改定するため、世田谷区手数料条例の一部の規定を改正する。なお、本件については、総務部より、令和６年第２回区議会定例会に提案する。

２　改正内容

（１）盛土規制法の概要
別紙１参照

（２）手数料額改定一覧
別紙２参照

（３）新旧対照表（手数料条例）
別紙３参照

３　施行予定日

規制区域指定日（令和６年７月３１日）

４　今後のスケジュール（予定）

令和６年６月　　第２回区議会定例会（総務部議案提出）
７月３１日　盛土規制法による規制区域の指定

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の概要

１　目的

令和３年７月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分ではないエリアが存在していること等を踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法（以下「宅造法」という。）」が抜本的に改正され、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」が令和５年５月２６日に施行された。

この法改正により、世田谷区で国分寺崖線沿いの一部地域で指定されている「宅地造成工事規制区域」に代わり、新たに「宅地造成等工事規制区域（以下「規制区域」という。）」として、東京都が令和６年７月３１日に区内全域を指定する。東京都が「規制区域」を指定した日から盛土規制法による規制が開始される。

２　改正の概要

（１）宅造法から盛土規制法への主な改正点

①規制区域の拡大
②土石の一時堆積に対する規制
③宅地造成等に関する工事の周辺住民への事前説明の義務化
④宅地造成工事に関する中間検査・定期報告の義務化　　など

３　許可対象となる盛土等の規模

（１）土地の形質の変更（盛土・切土）

（盛土規制法第２条第２号および第３号、施行令第３条、規則第８条）

要件	①盛土で高さが１ｍ超の崖を生ずるもの	②切土で高さが２ｍ超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍ超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが２ｍ超となるもの（①、③を除く）	⑤高さ３０㎝を超える盛土又は切土をする土地の面積が５００㎡超となるもの（①～④は除く）
イメージ図	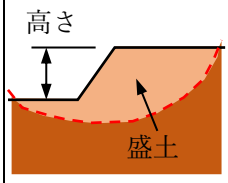	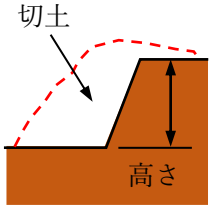	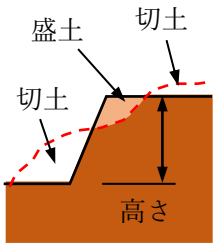	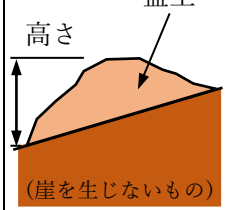	

（２）一時的な土石の堆積

（盛土規制法第２条第４号、施行令第４条、規則第８条）

要件	⑥最大時に堆積する高さが２ｍ超かつ面積が３００㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が５００㎡超となるもの
イメージ図	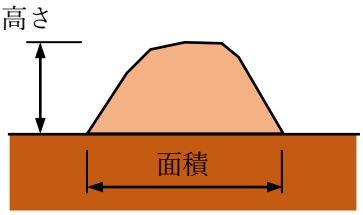	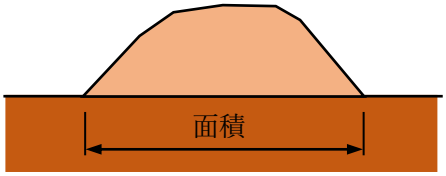

４　参考資料

・盛土規制法抜粋

・盛土規制法パンフレット（国土交通省等発行　一般用、事業者用）

世田谷区 都市計画法開発行為許可関係手数料額一覧　　令和６年７月３１日改定

別紙２

事務内容	名　　称　　等	手数料額（円） 改定前	改定後
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料		
	イ　主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの		
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額		
	（１）　0.1ヘクタール未満のもの	13,000円	13,000円
	（２）　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	34,000円	39,000円
	（３）　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	65,000円	76,000円
	（４）　0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満のもの	133,000円	149,000円
	（５）　１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの	200,000円	225,000円
	（６）　３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの	261,000円	305,000円
	（７）　６ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	337,000円	370,000円
	（８）　10ヘクタール以上のもの	460,000円	497,000円
	ロ　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの		
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額		
	（１）　0.1ヘクタール未満のもの	20,000円	21,000円
	（２）　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	46,000円	51,000円
	（３）　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	100,000円	113,000円
	（４）　0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満のもの	185,000円	204,000円
	（５）　１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの	307,000円	340,000円
	（６）　３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの	415,000円	457,000円
	（７）　６ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	521,000円	567,000円
	（８）　10ヘクタール以上のもの	737,000円	795,000円
	ハ　イ及びロ以外のもの		
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額		
	（１）　0.1ヘクタール未満のもの	131,000円	141,000円
	（２）　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	199,000円	215,000円
	（３）　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	292,000円	320,000円
	（４）　0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満のもの	348,000円	379,000円
	（５）　１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの	525,000円	573,000円
	（６）　３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの	599,000円	654,000円
	（７）　６ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	746,000円	808,000円
	（８）　10ヘクタール以上のもの	1,004,000円	1,081,000円
都市計画法第35条の２の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料 １件につきイからハまでに掲げる額を合算した額。ただし、その額が限度額を超えるときは、その手数料の額は、限度額とする。	合算額の限度額 1,004,000円	合算額の限度額 1,081,000円
	イ　設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。	開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の１に相当する額	
	ロ　新たに開発区域に編入されるもの	面積に応じ、前項に規定する額	
	ハ　イ及びロ以外のもの	15,000円	15,000円
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		
	イ　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの	2,500円	2,500円
	ロ　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの		
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額		
	（１）１ヘクタール未満のもの	2,500円	2,500円
	（２）１ヘクタール以上のもの	4,000円	4,000円
	ハ　イ及びロ以外のもの	19,000円	19,000円
都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	１通につき 700円	700円
都市計画法施行規則第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	１通につき ―	900円

世田谷区 宅地造成及び特定盛土等規制法許可関係手数料額一覧　令和６年７月３１日制定

事務内容	名　　称　　等	手数料額（円）
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成・特定盛土等工事の許可申請手数料	
	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額	
	（１）　500平方メートル以内のもの	20,000円
	（２）　500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	34,000円
	（３）　1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	54,000円
	（４）　2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	89,000円
	（５）　5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	123,000円
	（６）　10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	201,000円
	（７）　20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	220,000円
	（８）　40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	275,000円
	（９）　70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	364,000円
	（10）　100,000平方メートルを超えるもの	533,000円
	土石の堆積工事の許可申請手数料	
	土石の堆積をする土地の面積に応じ、次に掲げる額	
	（１）　500平方メートル以内のもの	18,000円
	（２）　500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	28,000円
	（３）　1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	35,000円
	（４）　2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	54,000円
	（５）　5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	66,000円
	（６）　10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	121,000円
	（７）　20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	134,000円
	（８）　40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	163,000円
	（９）　70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	207,000円
	（10）　100,000平方メートルを超えるもの	292,000円
宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第１項の規定に基づく変更許可に対する審査	宅地造成等工事の変更許可申請手数料	
	イ．設計の変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。	切土又は盛土をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積に応じ、前項に規定する額の10分の１に相当する額
	ロ．新たに開発区域に編入されるもの	面積に応じ、前項に規定する額
	ハ．イ及びロ以外のもの	15,000円
宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第5条第3項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料	１通につき 700円
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	１通につき 900円

世田谷区 宅地造成等規制法許可申請手数料額一覧（改定前）　平成１９年４月１日制定

事務内容	名　　称　　等	手数料額（円）
宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第８条第１項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成工事の許可申請手数料	
	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額	
	（１）　500平方メートル以内のもの	18,000円
	（２）　500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	31,000円
	（３）　1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	46,000円
	（４）　2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	74,000円
	（５）　5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	106,000円
	（６）　10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	172,000円
	（７）　20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	188,000円
	（８）　40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	243,000円
	（９）　70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	331,000円
	（10）　100,000平方メートルを超えるもの	489,000円
宅地造成等規制法第12条第１項の規定に基づく変更許可に対する審査	宅地造成工事の変更許可申請手数料	
	イ．設計の変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額の10分の１に相当する額
	ロ．新たに開発区域に編入されるもの	面積に応じ、前項に規定する額
	ハ．イ及びロ以外のもの	15,000円

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙３

改正後

○世田谷区手数料条例

平成12年３月13日条例第３号

本則略

附　則（令和６年６月２１日条例第●号）

（施行期日）

１　この条例は、令和６年７月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第８条第１項本文の許可を受けている同項の宅地造成に関する工事の旧法第12条第１項の規定による変更の許可の申請については、この条例による改正前の別表第１の規定は、なおその効力を有する。

別表第１（第２条関係）

事務		名称等	額	徴収時期
１～76	略			
77	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定に基づく	開発行為許可申請手数料 イ　主として自己の居住の用	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	許可申請のとき。

改正前

○世田谷区手数料条例

平成12年３月13日条例第３号

本則略

新設

別表第１（第２条関係）

事務		名称等	額	徴収時期
１～76	略			
77	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定に基づく	開発行為許可申請手数料 イ　主として自己の居住の用	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	許可申請のとき。

改正後					改正前				
		開発行為の許可の申請に対する審査	に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの	（１）　0.1ヘクタール未満のもの　13,000円 （２）　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの　39,000円 （３）　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの　76,000円 （４）　0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満のもの　149,000円 （５）　１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの　225,000円 （６）　３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの				開発行為の許可の申請に対する審査	に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの	（１）　0.1ヘクタール未満のもの　13,000円 （２）　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの　34,000円 （３）　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの　65,000円 （４）　0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満のもの　133,000円 （５）　１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの　200,000円 （６）　３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの	

改正後	改正前
305,000円 （７）　６ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 370,000円 （８）　10ヘクタール以上のもの 497,000円	261,000円 （７）　６ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 337,000円 （８）　10ヘクタール以上のもの 460,000円
ロ　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの	ロ　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの
開発区域の面積に応じ、次に掲げる額 （１）　0.1ヘクタール未満のもの 21,000円 （２）　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 51,000円 （３）　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 113,000円 （４）　0.6ヘク	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額 （１）　0.1ヘクタール未満のもの 20,000円 （２）　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 46,000円 （３）　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 100,000円 （４）　0.6ヘクタ

改正後	改正前
				タール以上１ヘクタール未満のもの 204,000円 （５）　１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの 340,000円 （６）　３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの 457,000円 （７）　６ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 567,000円 （８）　10ヘクタール以上のもの 795,000円					ール以上１ヘクタール未満のもの 185,000円 （５）　１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの 307,000円 （６）　３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの 415,000円 （７）　６ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 521,000円 （８）　10ヘクタール以上のもの 737,000円	
			ハ　イ及びロ以外のもの	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額 （１）　0.1ヘクタール未満の			ハ　イ及びロ以外のもの	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額 （１）　0.1ヘクタール未満のも	

改正後	改正前
もの 141,000円 （２）　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 215,000円 （３）　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 320,000円 （４）　0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満のもの 379,000円 （５）　１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの 573,000円 （６）　３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの 654,000円 （７）　６ヘクタ	の 131,000円 （２）　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 199,000円 （３）　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 292,000円 （４）　0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満のもの 348,000円 （５）　１ヘクタール以上３ヘクタール未満のもの 525,000円 （６）　３ヘクタール以上６ヘクタール未満のもの 599,000円 （７）　６ヘクタ

改正後					改正前				
			ール以上10ヘクタール未満のもの 808,000円 （８）　10ヘクタール以上のもの 1,081,000円					ール以上10ヘクタール未満のもの 746,000円 （８）　10ヘクタール以上のもの 1,004,000円	
78	都市計画法第35条の２の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請１件につき、名称等の欄イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が1,081,000円を超えるときは、その手数料の額は1,081,000円とする。	変更許可申請のとき。	78	都市計画法第35条の２の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料 １件につきイからハまでに掲げる額を合算した額。ただし、その額が 1,004,000円		変更申請のとき。

改正後						改正前					
									を超えるときは、その手数料の額は、1,004,000円とする。		
			イ　設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。	開発区域の面積（名称等の欄ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の１に相当する額					イ　設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。	開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の１に相当する額	
			ロ　新たに開発区域に編入されるもの	面積に応じ、前項に規定する額					ロ　新たに開発区域に編入されるもの	面積に応じ、前項に規定する額	
			ハ　イ及びロ以外のもの	15,000円					ハ　イ及びロ以外のもの	15,000円	
79	都市計画法第45条の規定に基づく開発許	開発許可を受けた地位の承継の承認申請			承認申請のとき。	79	都市計画法第45条の規定に基づく開発許	開発許可を受けた地位の承継の承認申請			承認申請のとき。

改正後					改正前				
		可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	手数料 イ　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの	2,500円			可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	手数料 イ　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの	2,500円	
			ロ　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額 （１）　１ヘクタール未満のもの 2,500円 （２）　１ヘクタール以上のもの 4,000円				ロ　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額 （１）　１ヘクタール未満のもの 2,500円 （２）　１ヘクタール以上のもの 4,000円	

改正後					改正前				
		又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの ハ　イ及びロ以外のもの	19,000円				又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの ハ　イ及びロ以外のもの	19,000円	
80	都市計画法第47条第５項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	１通につき	700円	交付申請のとき。	80	都市計画法第47条第５項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	１件につき　700円	交付申請のとき。
80の２	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	１通につき	900円	交付申請のとき。	新設				
81	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 （１）　500平方		許可申請のとき。	81	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第８条第	宅地造成工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 （１）　500平方メ		許可申請のとき。

改正後					改正前				
		号）第12条第１項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	料	メートル以内のもの 20,000円 （２） 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円 （３） 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 54,000円 （４） 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 89,000円 （５） 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 123,000円 （６） 10,000平		１項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査		ートル以内のもの 18,000円 （２） 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 31,000円 （３） 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 46,000円 （４） 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 74,000円 （５） 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 106,000円 （６） 10,000平	

改正後	改正前
方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 201,000円 （７）　20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 220,000円 （８）　40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 275,000円 （９）　70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 364,000円 (10)　100,000平方メートルを超えるもの 533,000円	方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 172,000円 （７）　20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 188,000円 （８）　40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 243,000円 （９）　70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 331,000円 (10)　100,000平方メートルを超えるもの 489,000円

改正後						改正前					
			土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	土石の堆積をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 （１）　500平方メートル以内のもの 18,000円 （２）　500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 28,000円 （３）　1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 35,000円 （４）　2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 54,000円 （５）　5,000平方メートルを超え、10,000平	許可申請のとき。				新設		

改正後	改正前
方メートル以内のもの 66,000円 （６）　10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 121,000円 （７）　20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 134,000円 （８）　40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 163,000円 （９）　70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 207,000円	

改正後					改正前					
			（10）　100,000平方メートルを超えるもの　292,000円							
81の2	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第１項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料	変更許可申請１件につき、名称等の欄イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は533,000円とする。	変更許可申請のとき。	81の2	宅地造成等規制法第12条第１項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成工事の変更許可申請手数料	１件につきイからハまでに掲げる額を合算した額。ただし、その額が489,000円を超えるときは、その手数料の額は、489,000円とする。		変更申請のとき。
		イ　設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。	切土又は盛土をする土地の面積（名称等の欄ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土				イ　設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。	切土又は盛土をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をす		

改正後					改正前				
			又は盛土をする土地の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の１に相当する額					る土地の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の１に相当する額	
		ロ　新たに切土又は盛土をする土地に編入されるもの	新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額				ロ　新たに切土又は盛土をする土地に編入されるもの	新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額	
		ハ　イ及びロ以外のもの	15,000円				ハ　イ及びロ以外のもの	15,000円	
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料	変更許可申請１件につき、名称等の欄イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は292,000円とする。	変更許可申請のとき。			新設		
		イ　設計変更。ただし、ロの	土石の堆積をする土地の面積（名称等の欄ロに規定す						

改正後						改正前						
		みに該当する場合を除く。	る変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額									
		ロ　新たに土石の堆積をする土地に編入されるもの	土石の堆積をする土地の面積に応じ、前項に規定する額	15,000円								
		ハ　イ及びロ以外のもの										
81の3	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき	900円	交付申請のとき。	新設						
81の	宅地造成及び	調書の写しの	1通に	700円	交付申請	新設						

改正後							改正前						
	4	特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）第５条第３項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付	交付手数料	つき		のとき。							
	82～	略						82～	略				

参考資料１

宅地造成及び特定盛土等規制法

発令　　：昭和36年11月7日法律第191号
最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号
改正内容：令和4年5月27日号外法律第55号[令和５年５月26日]

○宅地造成及び特定盛土等規制法
〔昭和三十六年十一月七日法律第百九十一号〕
〔法務・建設・自治大臣署名〕

宅地造成等規制法をここに公布する。

宅地造成及び特定盛土等規制法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針及び基礎調査（第三条―第九条）
第三章　宅地造成等工事規制区域（第十条）
第四章　宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制（第十一条―第二十五条）
第五章　特定盛土等規制区域（第二十六条）
第六章　特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制（第二十七条―第四十四条）
第七章　造成宅地防災区域（第四十五条）
第八章　造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第四十六条―第四十八条）
第九章　雑則（第四十九条―第五十四条）
第十章　罰則（第五十五条―第六十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　宅地　農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

二　宅地造成　宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三　特定盛土等　宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。

四　土石の堆積　宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの

（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

五　災害　崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。

六　設計　その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。

七　工事主　宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八　工事施行者　宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

九　造成宅地　宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

第二章　基本方針及び基礎調査

（基本方針）

第三条　主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

二　次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三　第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

四　前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基礎調査）

第四条　都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。第十五条第一項及び第三十四条第一項を除き、以下同じ。）は、基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土

砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2　都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、公表しなければならない。

（基礎調査のための土地の立入り等）

第五条　都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第五十条を除き、以下同じ。）は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地に立ち入るときは、その立ち入る者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等）

第六条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下この条、次条第二項及び第五十八条第二号において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下この条、次条第二項及び同号において「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合

においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第七条　第五条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

２　前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

３　前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第八条　都道府県は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

２　前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

３　前項の規定による協議が成立しないときは、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（基礎調査に要する費用の補助）

第九条　国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県の行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

第三章　宅地造成等工事規制区域

第十条　都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

２　都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

３　第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

４　都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

５　市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれが大きいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

６　第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第四章　宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制

（住民への周知）

第十一条　工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

２　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一　当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二　工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三　工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四　当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

３　都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

４　都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

２　前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

（許可証の交付又は不許可の通知）

第十四条　都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞な

く、許可又は不許可の処分をしなければならない。
2　都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
3　宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
4　第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。
（許可の特例）
第十五条　国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第十二条第一項の許可があつたものとみなす。
2　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。
（変更の許可等）
第十六条　第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
2　第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3　第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。
4　第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。
5　前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。
（完了検査等）
第十七条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
2　都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
3　第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る

第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4　土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

（中間検査）

第十八条　第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3　特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4　都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5　都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

（定期の報告）

第十九条　第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

（監督処分）

第二十条　都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対し

て、その許可を取り消すことができる。

2　都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一　第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事

二　第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三　第十三条第一項の規定に適合していない工事

四　第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3　都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一　第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地

二　第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地

三　第十七条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四　第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地

4　都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一　第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二　第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとす

る場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三　緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6　都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7　前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（工事等の届出）

第二十一条　宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3　宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（土地の保全等）

第二十二条　宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2　都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（改善命令）

第二十三条　都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合にお

いては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2　前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3　第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

（立入検査）

第二十四条　都道府県知事は、第十二条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第二十条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2　第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴取）

第二十五条　都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第五章　特定盛土等規制区域

第二十六条　都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、渓流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3　第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知

しなければならない。

5　市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6　第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第六章　特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第二十七条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（変更の届出等）

第二十八条　前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2　前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3　前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

（住民への周知）

第二十九条　工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係

る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第三十条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一　当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二　工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三　工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四　当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3　都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4　都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5　第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定による届出をすることを要しない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等）

第三十一条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2　前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事

は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

（条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第三十二条　都道府県は、第三十条第一項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

（許可証の交付又は不許可の通知）

第三十三条　都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

２　都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

３　特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

４　第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

（許可の特例）

第三十四条　国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第三十条第一項の許可があつたものとみなす。

２　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

第三十五条　第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

２　第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

３　第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

４　第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。

５　前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

（完了検査等）

第三十六条　特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者

は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3　第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4　土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

（中間検査）

第三十七条　第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3　特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4　都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5　都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

（定期の報告）

第三十八条　第三十条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告し

なければならない。

2　都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

（監督処分）

第三十九条　都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2　都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一　第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで施行する工事

二　第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三　第三十一条第一項の規定に適合していない工事

四　第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3　都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一　第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地

二　第三十六条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第三十一条第一項の規定に適合していないと認められた土地

三　第三十六条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四　第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地

4　都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一　第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二　第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三　緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6　都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7　前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

（工事等の届出）

第四十条　特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3　特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（土地の保全等）

第四十一条　特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安

全な状態に維持するように努めなければならない。

2　都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（改善命令）

第四十二条　都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2　前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3　第三十九条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

（立入検査）

第四十三条　都道府県知事は、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項、第三十七条第一項、第三十九条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2　第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴取）

第四十四条　都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第七章　造成宅地防災区域

第四十五条　都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏ま

え、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。第四十七条第二項において同じ。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

2　都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3　第十条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

第八章　造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

（災害の防止のための措置）

第四十六条　造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第一項の災害が生じないよう、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2　都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第一項の災害の防止のため必要があると認める場合においては、その造成宅地の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（改善命令）

第四十七条　都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第四十五条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「造成宅地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

2　前項の場合において、造成宅地所有者等以外の者の宅地造成又は特定盛土等に関する不完全な工事その他の行為によつて第四十五条第一項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3　第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

（準用）

第四十八条　第二十四条の規定は都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第二十五条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。

第九章　雑則

（標識の掲示）

第四十九条　第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（市町村長の意見の申出）

第五十条　市町村長は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

（緊急時の指示）

第五十一条　主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、当該災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

（都道府県への援助）

第五十二条　主務大臣は、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づく都道府県が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

（主務大臣等）

第五十三条　この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び農林水産大臣とする。

２　この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

（政令への委任）

第五十四条　この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第十章　罰則

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

二　第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

三　偽りその他不正な手段により、第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けたとき。

四　第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。

２　第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当

該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

3　前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第五十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

二　第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四　第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条　第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第五条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。

二　第六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行つたとき。

三　第二十一条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第二十一条第三項又は第四十条第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

五　第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十九条　第四十九条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第五十五条　三億円以下の罰金刑

二　第五十六条第三号　一億円以下の罰金刑
三　第五十六条第一号、第二号若しくは第四号又は前三条　各本条の罰金刑
第六十一条　第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。
附　則
（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔昭和三七年一月政令一五号により、昭和三七・二・一から施行〕
（建設省設置法の一部改正）
2　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
（建築基準法の一部改正）
3　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
附　則〔昭和三七年九月一五日法律第一六一号抄〕
1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3　この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
4　前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
5　第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
6　この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定による訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
9　前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
附　則〔昭和三九年七月九日法律第一六〇号抄〕
（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和三九年九月政令三一三号により、昭和三九・一〇・一から施行〕

〔昭和四三年六月一五日法律第一〇一号抄〕

（宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条　前条の規定による宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置については、第四十三条の規定の例による。

附　則〔昭和四三年六月一五日法律第一〇一号〕

この法律〔中略〕は、新法〔都市計画法＝昭和四三年六月法律第一〇〇号〕の施行の日〔昭和四四年六月一四日〕から施行する。〔後略〕

附　則〔昭和五三年五月一日法律第三八号抄〕

１　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附　則〔昭和五六年五月三日法律第五八号抄〕

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和五九年五月二五日法律第四七号〕

この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附　則〔平成三年五月二一日法律第七九号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二　〔略〕

三　第四条及び附則第二条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成三年六月政令二二三号により、平成三・八・一から施行〕

四・五　〔略〕

（宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の宅地造成等規制法（以下この条において「旧法」という。）第三条第一項の規定による申出がされている市街地又は市街地になろうとする土地の区域に対する宅地造成工事規制区域の指定に関しては、なお従前の例による。

２　前項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定は、第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用について

は、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則〔平成五年一一月一二日法律第八九号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日〔平成六年一〇月一日〕から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条　この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

（施行期日）

1　この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日〔平成七年四月一日〕から〔中略〕施行する。

附　則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

二～六　〔略〕

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令によ

り管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条　中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

２　改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

３　改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条　なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条　改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条　第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第千三百四十四条の規定　公布の日

二　〔略〕

附　則〔平成一八年四月一日法律第三〇号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、〔中略〕附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

〔平成一八年九月政令三〇九号により、平成一八・九・三〇から施行〕

（宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法（以下この条において「旧法」という。）第三条第一項の規定により指定されている宅地造成工事規制区域は、第一条の規定による改正後の宅地造成等規制法（以下この条において「新法」という。）第三条第一項の規定により指定された宅地造成工事規制区域とみなす。

２　新法第八条第一項ただし書の規定は、第二条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第二十九条第一項若しくは第二項の許可又は次条の規定によりその基準についてなお従前の例によることとされる第二条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二十九条第一項若しくは第二項の許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については、適用しない。

３　施行日前に旧法第八条第一項の規定によりされた宅地造成に関する工事の計画の変更の許可（以下この項において「旧法による変更許可」という。）又は旧法による変更許可の申請は当該変更が新法第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更に該当する場合以外の場合には同項の規定によりされた許可又は同項の許可の申請とみなし、旧法による変更許可の申請は当該変更が同項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更に該当する場合には同条第二項の規定によりされた変更の届出とみなす。

４　施行日前に旧法第十六条の規定によりされた命令は、新法第十七条の規定によりされた命令とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第五十七条〔中略〕の規定　公布の日から起算して三月を経過した日

二・三　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則〔平成二六年五月三〇日法律第四二号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　〔前略〕附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条〔中略〕の規定　平成二十七年四月一日

三　〔略〕

（宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項、第七条第一項及び第十一条の規定の適用については、同法第三条第一項中「又は同法」とあるのは「、同法」と、「「中核市」とあるのは「「中核市」という。）又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（以下「施行時特例市」と、同項並びに同法第七条第一項及び第十一条中「又は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特例市」とする。

附　則〔令和四年五月二七日法律第五五号〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

〔令和四年一二月政令三九二号により、令和五・五・二六から施行〕

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の宅地造成等規制法（以下この条において「旧法」という。）第三条第一項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域（以下この項及び次項において「旧宅地造成工事規制区域」という。）の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日（第三項において「施行日」という。）から起算して二年を経過する日（その日までにこの法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「新法」という。）第十条第四項の規定による公示がされた新法第四条第一項の都道府県の区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあっては、当該公示の日の前日）までの間（次項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。

２　旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧法第八条第一項本文（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可（経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。）を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

３　この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の規定による指定がされている造

成宅地防災区域（以下この項において「旧造成宅地防災区域」という。）の指定の効力及び解除並びに旧造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置については、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新法第四十五条第三項において準用する新法第十条第四項の規定による公示がされた新法第四条第一項の都道府県の区域内にある旧造成宅地防災区域にあっては、当該公示の日の前日）までの間は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年以内に、新法第十条第一項の宅地造成等工事規制区域及び新法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域以外の土地における盛土等の状況その他この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、盛土等に関する工事、土砂の管理等に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（建築基準法の一部改正）

第六条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（自衛隊法の一部改正）

第七条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（森林・林業基本法の一部改正）

第八条　森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（都市計画法の一部改正）

第九条　都市計画法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第十条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十一条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（国土交通省設置法の一部改正）

第十二条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

２　刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条　懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条　懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

２　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

二　〔略〕

盛土等による災害を防ぐための、大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を規制する取り組みが始まります

盛土規制法が（宅地造成及び特定盛土等規制法）**令和5年 5月26日 に施行され、**

今後、都道府県や市で規制区域の指定が進められます。

令和5年3月版発行：国土交通省都市局都市安全課・農林水産省農村振興局農村計画課・林野庁森林整備部治山課

危険な盛土等※による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、土砂の仮置きをいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、
大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。

R3.7 静岡県熱海市　死者28名、住宅被害98棟

▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!

廃棄された土砂の崩落により
死者1名、重傷者1名
住宅被害1棟

廃棄された土砂の崩落により
軽傷者1名、県道通行止め

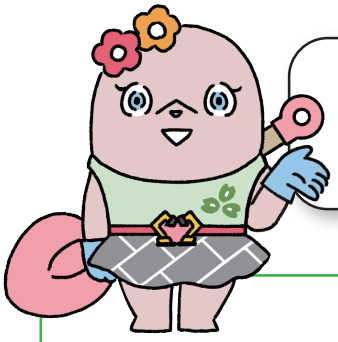

危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、
令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための
取り組みが始まります。

新たな法律の概要

規制区域が指定されます

盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうる
エリアは規制区域として指定されます。

安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、
あらかじめ許可が必要となります。

盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、
土地所有者等※が盛土等を安全に保つ責務があります。

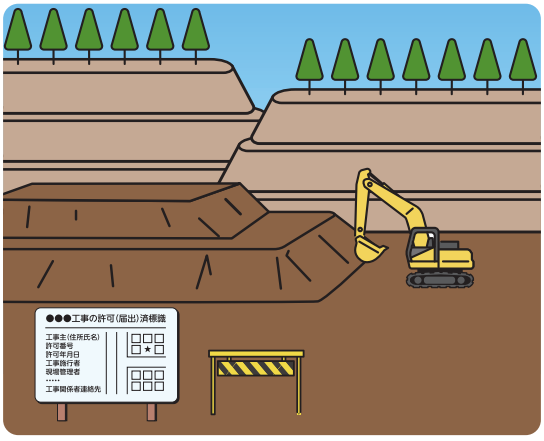

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

盛土等を規制する「規制区域」が指定されます

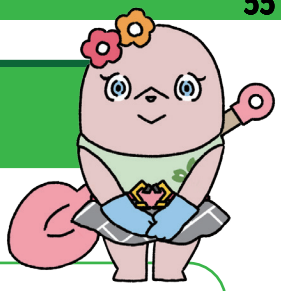

規制区域のイメージ

盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県や市は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

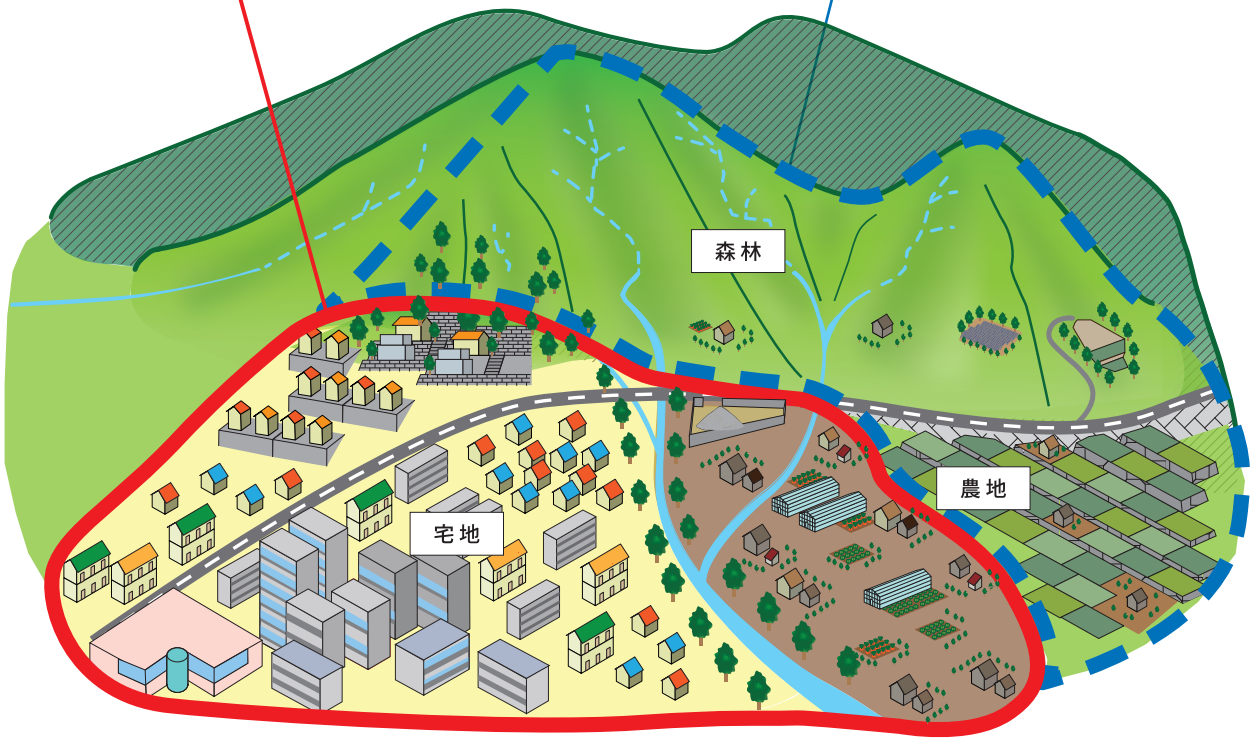

規制区域の指定について

規制区域は、都道府県や市が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。
規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができるようになります。

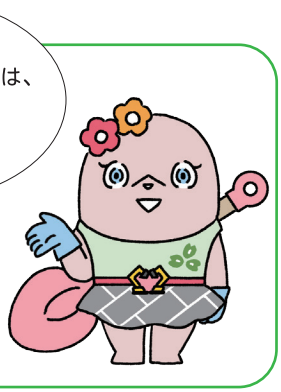

安全な盛土等をつくるために

主な規制対象

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県や市の許可が必要となります。

許可が必要となる盛土等とは下記のような行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。

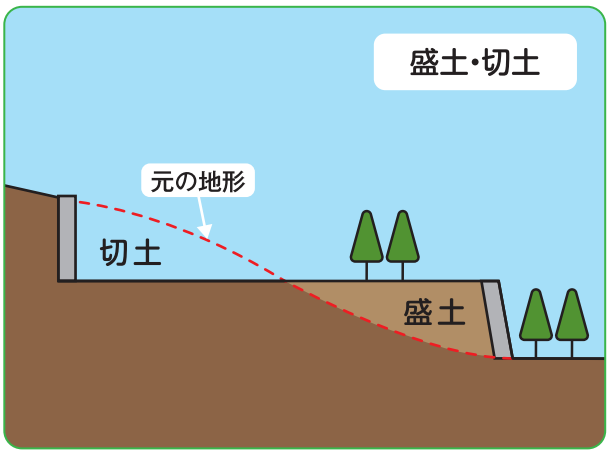

例えば…

・宅地を造成するための盛土・切土
・残土処分場における盛土・切土
・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

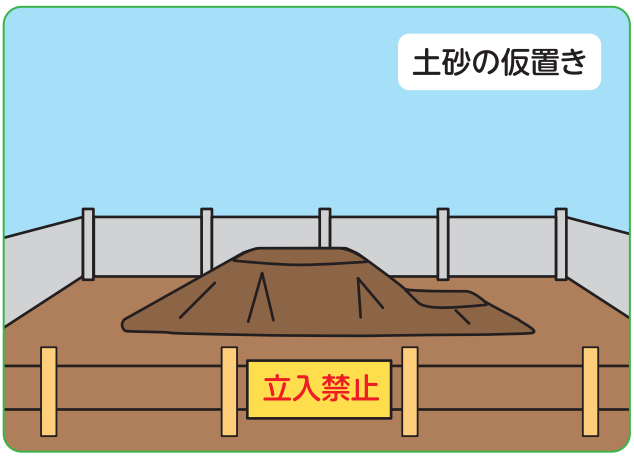

例えば…

・土砂のストックヤードにおける仮置き　等

規制対象となる盛土等に対する措置

規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、
不正な盛土等を見つけやすくなります。
標識がない等の不審な盛土等を見つけたら、
最寄りの都道府県や市までお知らせください。

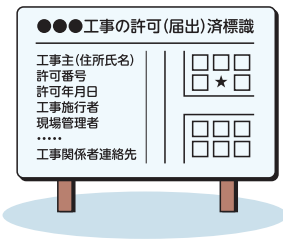

許可を受けた盛土等の近くには、左上のような看板が設置されます。

都道府県や市が許可地の一覧を公表

工事主が周辺住民に事前周知

工事主が工事現場に標識を掲示

注 意

［無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります］

- ●最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- ●法人に対しては最大3億円以下

安全な盛土等とするための基準が定められています

盛土等の安全基準

規制区域内で行われる盛土等の許可を受けるためには、安全基準に適合させることが必要です。

＜盛土・切土＞

安全基準の例（盛土）

・盛土内に水がたまらないように排水施設を設置
・崩れにくくするために締固めを実施 等

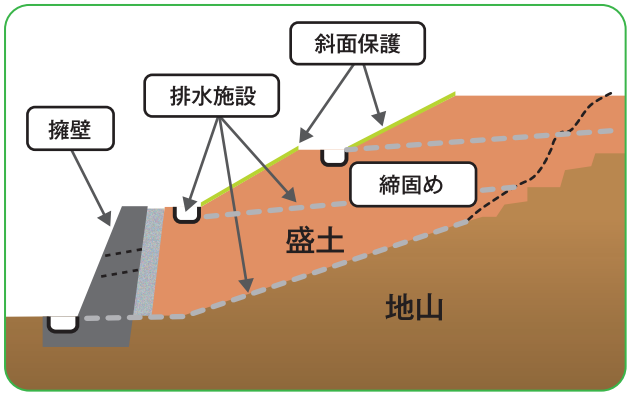

＜土砂の仮置き＞

安全基準の例

・土砂が流れないような地盤勾配
・周囲との安全な距離を保つために、空地を確保 等

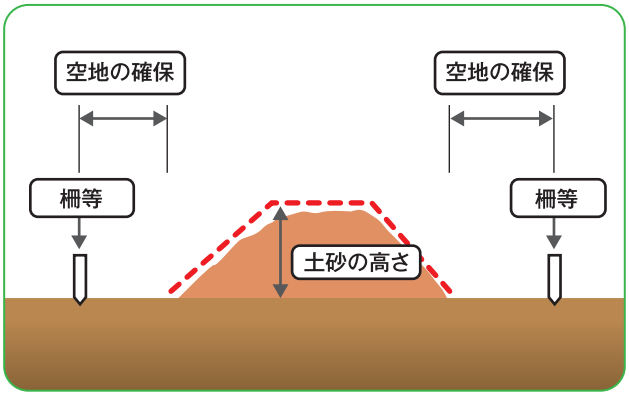

許可申請から工事完了までの流れ

許可申請前

1 ●土地の所有者等全員の同意
●周辺住民への事前周知

許可申請・許可

2 ●許可基準への適合

許可基準

▶災害防止のための安全基準に適合すること
▶工事主が必要な資力･信用を有すること
▶工事施行者が必要な能力を有すること
▶土地の所有者等全員の同意を得ていること

●都道府県知事等の許可

都道府県知事等は、工事主の氏名、
盛土等が行われる土地の所在地等を公表

工事着手

3 ●現場での標識掲出

工事現場の見やすい場所に、
当該工事に係る許可を受けている旨の表示

●定期報告※

工事の施行状況について、定期的に報告

●中間検査※

工事完了後に確認困難となる
工程について検査

※一定規模以上の盛土等が対象です。

工事完了

4 ●完了検査

安全基準への適合について検査

盛土等を安全な状態に保つためには維持管理が重要です

重要!! 盛土等の維持管理

●規制区域内では、過去の盛土等も含めて、
土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。

●土地所有者等が認知していない盛土等であっても、周辺の安全確保のため、
土地所有者等に是正命令が行われる場合もあります。

●盛土等による災害を防止するため、自らの土地を安全に維持管理することが
非常に重要です。

このような現象が見られる場合は注意が必要です!
所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。

盛土の割れ

地下水の流出

擁壁の割れ

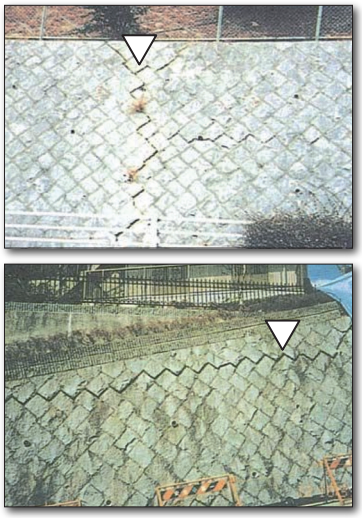

重要!! 不法な盛土等の早期発見のために

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して
不法な盛土等が行われていないか調査が行われるなど、
不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。

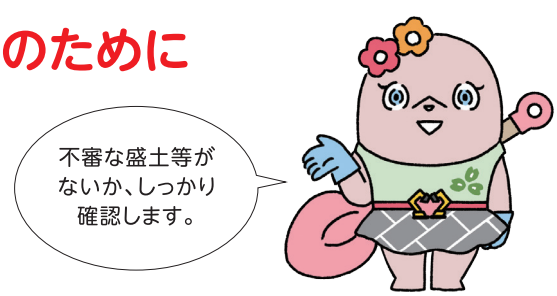

盛土等についてのQ&A

Q1 新たな法律はいつから施行されるの?

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県や市が規制区域を指定した後に適用されます。

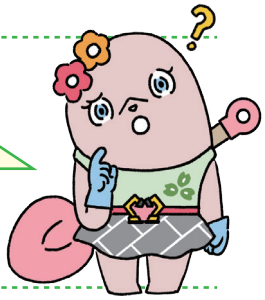

Q2 規制区域の中か外かは、どうすれば分かるの?

都道府県や市のウェブサイトで確認することができます。

Q3 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要なの?

盛土・切土や擁壁などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。
一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意が必要です。

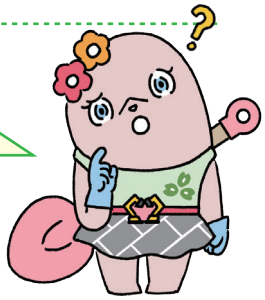

Q4 土地を買う時、不動産屋さんから説明があるの?

規制区域内で不動産取引を行う場合は、重要事項説明において、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されることになります。

Q5 許可を受けていない盛土工事は、どのように見分けられるの?

許可された場合はウェブサイト等で公表されるほか、工事中は現場に標識の設置が必要となります。ただし、まだ規制区域が指定されていない場合や許可対象外の工事である場合もあります。

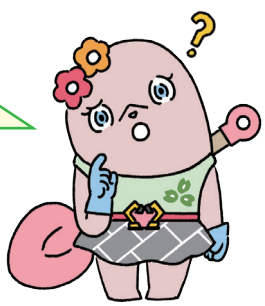

Q6 以前から近くの山中にあやしい盛土があるけど、危険なの?

盛土に割れが出ている、盛土から水が大量にしみ出している、といった現象が見られる場合は注意が必要です。
まずは、都道府県や市の盛土担当部局までお知らせください。

盛土等の適正な管理で安全安心な暮らしを

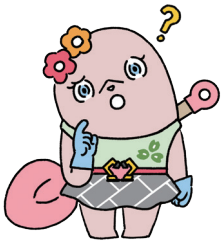

土を掘るのが好きなモグラの子
“キリコちゃん”

自宅が盛土造成地に開発されたものかどうか、
調べる方法はある？

宅地を造成する場合、盛土と切土を組み合わせる手法が一般的です。このような盛土造成地のうち大規模なものについては、各地方公共団体のウェブサイトや以下のウェブサイトからマップ上で位置を確認することができます。

ハザードマップポータルサイト　https://disaportal.gsi.go.jp/

＊「重ねるハザードマップの地図を見る」→「すべての情報から選択」→「土地の特徴・成り立ち」→「大規模盛土造成地」を選択

大規模盛土造成地においては、大規模地震時に崖崩れや土砂の流出による被害が発生したケースもあり、ご自宅が大規模盛土造成地の上にある場合は、5ページのような擁壁の割れなどが生じていないかなど、盛土等に問題がないか留意することが必要です。

※大規模盛土造成地マップは、大規模地震発生時において滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、安全性を確認すべき盛土を示したものであって、直ちに危険性のある盛土造成地を示したものではありません。

他にも、地理院地図（https://maps.gsi.go.jp/）で
昔の航空写真と見比べる方法や、
自宅ができる頃から近所に住んでいる人に
聞いてみる方法もあるよ。

土を盛るのが好きなモグラの子
“モリオくん”

また、今後、都道府県や市による規制区域内の既存盛土の分布状況に関する調査結果についても、それぞれのウェブサイト等で公表される予定です。

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

国土交通省　https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html
農林水産省　https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html
林　野　庁　https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html

国土交通省　農林水産省　林野庁

土地造成を担う事業者の方への大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を規制する取り組みが始まります

盛土規制法が（宅地造成及び特定盛土等規制法）**令和5年 5月26日 に施行され、**

今後、地方公共団体で規制区域の指定が進められます。

令和5年3月版発行：国土交通省都市局都市安全課・農林水産省農村振興局農村計画課・林野庁森林整備部治山課

危険な盛土等※による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、
大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。

R3.7 静岡県熱海市　死者28名、住宅被害98棟

▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!

廃棄された土石の崩落により
死者1名、重傷者1名
住宅被害1棟

廃棄された土石の崩落により
軽傷者1名、県道通行止め

危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、
令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための
取り組みが始まります。

新たな法律の概要

規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる
エリアは、規制区域として指定されます。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。

安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ
都道府県知事等※の許可が必要になります。

- 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
- 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても問われます。
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知(説明会の開催等)が必要です。

※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、
土地所有者等※が常に安全な状態に維持する必要があります。
原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。
土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に
対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

規制区域について

規制区域のイメージ

盛土等に伴う災害から人命を守るため、
都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば
人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、
地形等の条件から、盛土等が行われれば
人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

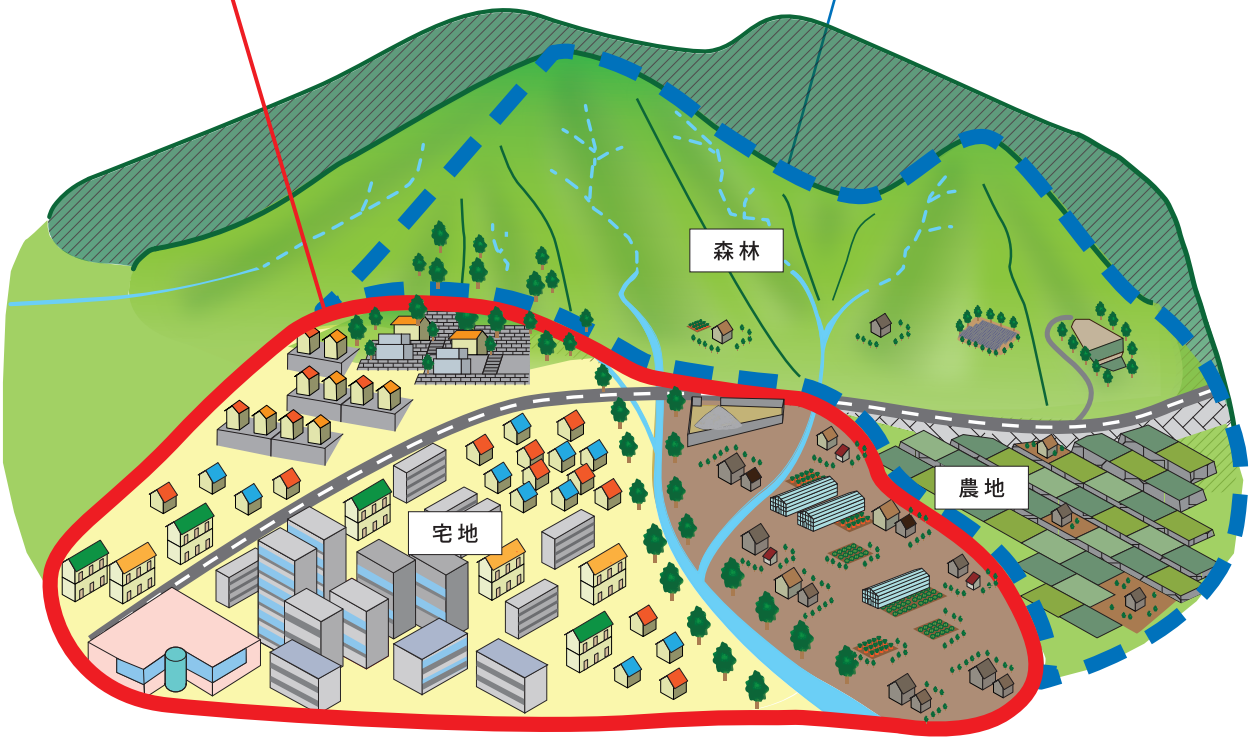

規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する
基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

<規制区域の指定の流れ>

基礎調査の実施 → 規制区域（案）の作成 → 関係市町村長の意見聴取 → 規制区域の公示（指定） → 規制区域内の盛土等の工事が許可の対象に

規制区域が指定されると、
その情報は、都道府県や
市のウェブサイト等で確認することが
できるようになります。

規制区域内での主な規制事項

許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。

●技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
●許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知（説明会の開催等）を要件化

＊宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。
＊特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。
＊都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。
ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

〈適用除外〉

※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。
また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。
▶国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
▶工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの　など

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域　青文字 特定盛土等規制区域

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

例えば…　●宅地を造成するための盛土・切土　●残土処分場における盛土・切土　●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土　等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図	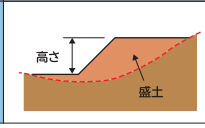	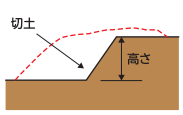	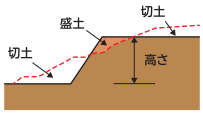	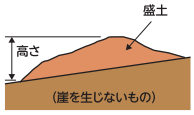	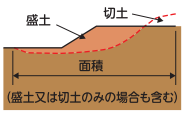

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば…　●土石のストックヤードにおける仮置き　等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図	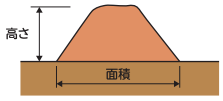	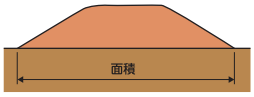

＊各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

規制対象への施策

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

- 都道府県や市が許可地の一覧を公表
- 工事主が工事現場に標識を掲示
- 工事主が周辺住民に事前周知

注 意
●無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
●法人に対しても、法人重科を措置【最大3億円以下】

規制対象の技術的基準

土地の形質の変更（盛土・切土）

イメージ図（盛土）

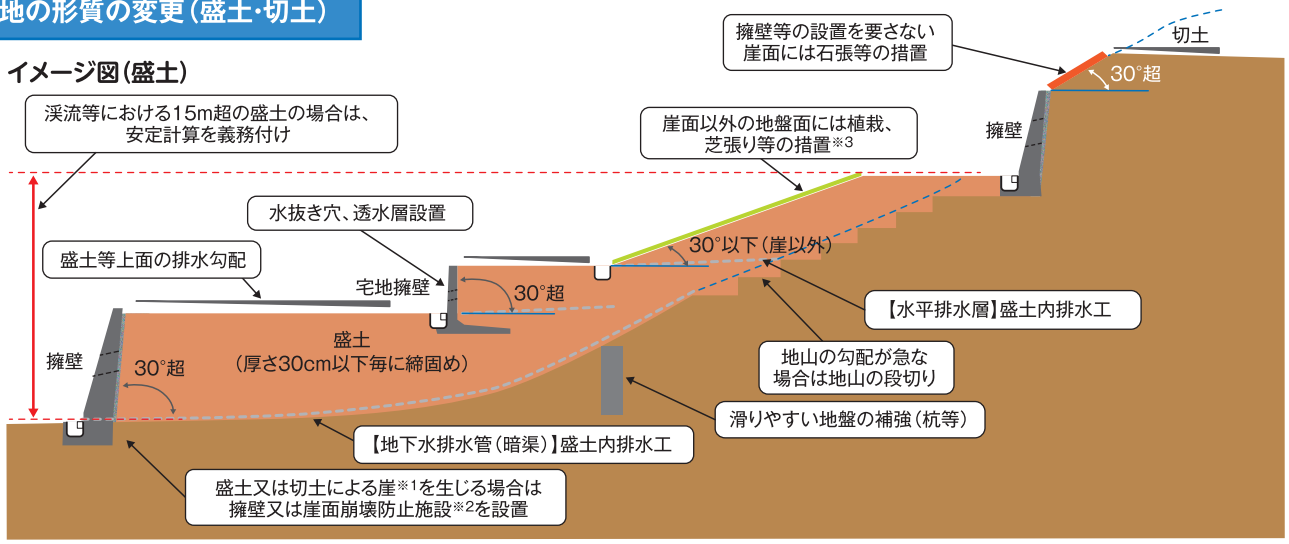

※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。　※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設（鋼製枠工等）は設置できません。　※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます。
＊具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

一時的な土石の堆積

イメージ図

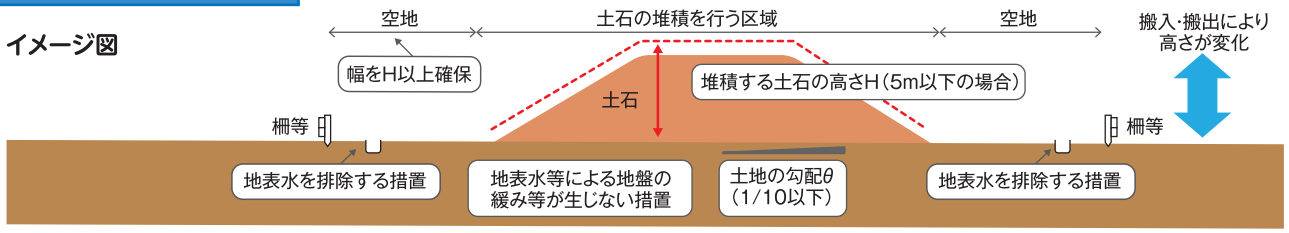

※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。　※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置すること等により空地の確保が不要となる場合もあります。　＊具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

●土地の所有者等全員の同意
●周辺住民への事前周知

② 許可申請・許可

●許可基準への適合

許可基準

▶災害防止のための安全基準に適合すること
▶工事主が必要な資力・信用を有すること
▶工事施行者が必要な能力を有すること
▶土地の所有者等全員の同意を得ていること

●都道府県知事等の許可

都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

③ 工事着手

●現場での標識掲出

工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示

●定期報告※1

工事の施行状況について、3ヶ月※2ごとに報告

●中間検査※1

工事完了後に確認困難となる工程について検査

※1 一定規模以上の盛土等が対象です。
※2 各都道府県等の条例により期間が短くなっている場合があります。

④ 工事完了

●完了検査

安全基準への適合について現地検査

注意　規制区域の指定日に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、許可は不要ですが、指定日から21日以内に都道府県等に工事内容を届出することが必要です。

規制対象行為と必要な手続き

区域	行為	届　出	許　可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	－	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	同　左	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	－	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	－	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	－	許可対象すべて	許可対象すべて

＊各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

盛土等を安全に保つ責務

管理責任	盛土等が行われた土地について、土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務を有します。
監督処分	災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、無許可の盛土等を行った原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられます。規制区域内では、無許可で盛土等を行った場合はもちろん、所有地内の盛土等により災害のおそれがある場合にも、是正措置等の命令の対象となりますので、留意してください。

不審な盛土等を発見したら、地方公共団体までお知らせください！

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して不法な盛土等が行われていないか調査が行われるなど、不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。
事業者の皆様におかれましても、不審な盛土等が行われている場所を発見したら、地方公共団体の盛土規制担当部局までお知らせください。危険な盛土等を早期に発見し、被害を未然に防止するため、ご協力をお願いします。

盛土等について Q&A

Q1 新たな法律はいつから施行されるのですか?

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。
ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県知事等が規制区域を指定した後に適用されます。

Q2 規制区域の範囲は、どうすれば分かりますか?

各都道府県知事等のウェブサイトで確認することができます。

Q3 許可基準は、都道府県知事等によって異なるのでしょうか?

盛土規制法では、各都道府県知事等が許可基準の強化を行うことができます。
許可申請にあたっては、各都道府県知事等の許可基準をご確認ください。

Q4 誰が許可申請を行う必要がありますか?

工事主(盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者)が都道府県知事等に許可申請を行う必要があります。

Q5 土石を事業者が運営するストックヤードに持ち込む場合、どのような点に注意すべきですか?

搬出先のストックヤードが盛土規制法に基づく許可を受けている又は届出を行っていることを確認してください。各都道府県知事等は、許可・届出に係るストックヤード等の所在地をインターネットで公表していますので、参考としてください。

Q6 工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか?

工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可不要となります。

盛土規制法に基づく手続きが必要な工事かをご確認ください!

盛土規制法に基づく規制区域が指定されたエリアでは、盛土等を行う工事主※が同法に基づく許可申請を行う必要があります。土砂等を扱う事業者間で必要な手続きを確認しましょう。

※宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

パターン①

パターン②

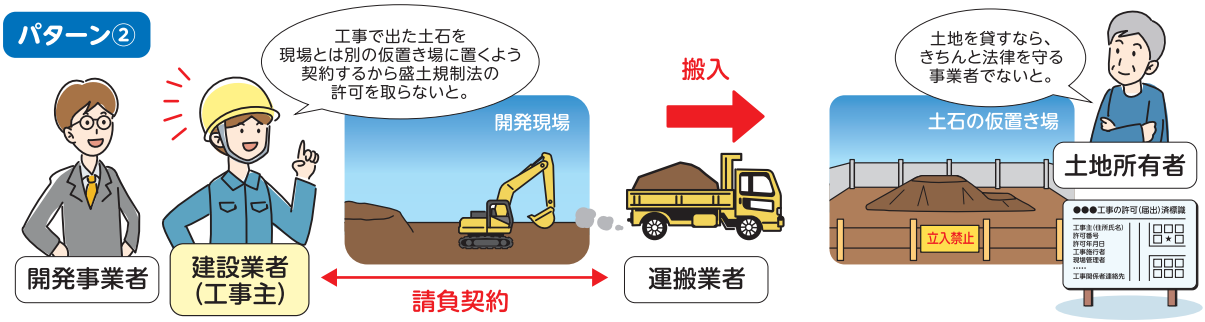

※開発事業者と建設業者との契約内容等によっては、開発事業者が工事主となる場合があります。

パターン③

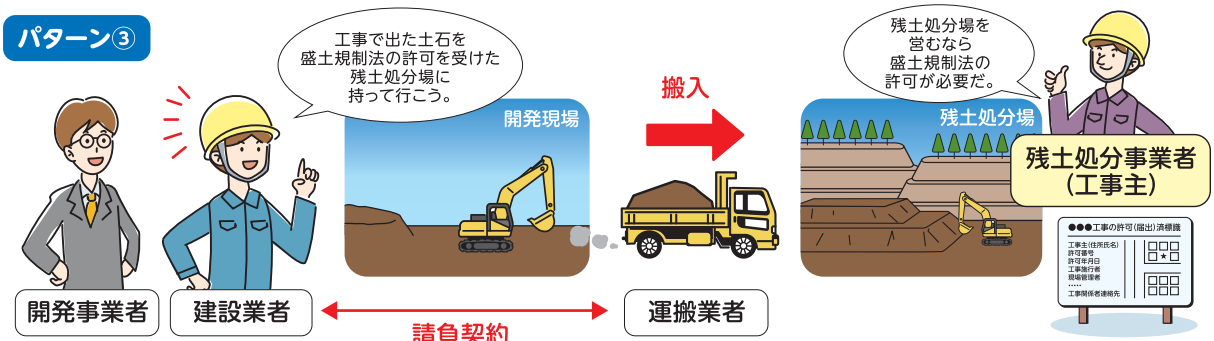

注:上記のパターンは一部の例であり、他にも様々なパターンが考えられます。

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

国土交通省　https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html
農林水産省　https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html
林　野　庁　https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html

国土交通省　農林水産省　林野庁